

始良市複合新庁舎建設設計業務委託事業者選定委員会要綱

(設置)

第1条 市が発注する複合新庁舎建設設計業務に関し、当該業務の受注に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「受注候補者」という。）を、プロポーザル方式（複数の提案者から技術提案書の提出を受け、原則としてヒアリングを実施した上で当該技術提案書の審査及び評価を行い、市にとって最も適切な創造力、技術力、経験等を持つ提案者を受注候補者として決定する方式をいう。以下同じ。）により選定するにあたり、適正かつ公平に受注候補者を決定するため、始良市複合新庁舎建設設計業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 審査方法、評価項目及び評価基準の検討に関すること。
- (2) 提案者の参加資格要件の確認に関すること。
- (3) 提案内容の審査及び順位決定に関すること。
- (4) その他受注候補者の選定に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、複合新庁舎建設設計業務の契約締結の日までとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として非公開とする。ただし、委員長が特に必要と認める

場合は、会議に諮って公開することができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

6 委員長は、事務局（次条に規定する委員会の庶務を担当する課をいう。）に出席委員の氏名、会議の概要等必要な事項を記載した会議録を作成させ、これを保管しなければならない。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、行政管理課において処理する。

（雑則）

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成30年12月18日から施行する。

（会議の招集の特例）

2 第5条第1項の規定に関わらず、委員長が定められていない場合は、市長が会議を招集する。